

苫小牧港利用促進協議会 会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、苫小牧港利用促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、苫小牧港における内外貿易の促進を図り、港湾の振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船舶及び貨物の誘致に関すること。
- (2) 内、外国定期航路の誘致に関すること。
- (3) 港湾知識の普及に関すること。
- (4) 苫小牧港の宣伝に関すること。
- (5) 港湾情報の交換及び会員相互の親睦に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する企業及び団体とする。

(会費)

第5条 会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

2 部会費は別に定める方法で別途徴収することができる。

第3章 役員等

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 会長代理 | 1名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 若干名 |

(選任等)

第7条 役員は、会長が指名し、総会において承認する。ただし、会長は会員の互選によるものとする。

2 役員は、任期は、2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、任期満了しても次期役員が就任するまで、その職務を行うものとする。

4 役員は、任期途中の異動等により退任があった場合には、出身団体等の後任者が就任するものとする。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づき、本会の業務を遂行する。

4 監事は、会計を監査する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問は、会長の諮問に応じ及び会議に出席して意見を述べることができる。

(2) 参与は、会長の要請に応じ、本会の事業遂行に関する重要事項に参加することができる。

2 顧問及び参与は、会員にかかわらず関係機関・団体、企業及び学識経験者の中から理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第4章 会議等

(総会)

第10条 総会は、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

2 総会は、毎年一回開催する。

(理事会)

第11条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

2 理事会は、必要に応じ随時開催する。

(部会)

第12条 第3条の事業のうち特定の事業を遂行するため、総会の議決を経て部会を設置することができる。

(1) 部会長は、会員の中から、会長が指名した者があたる。

(2) 部会は、必要に応じ随時開催する。

(3) 部会員は、会員の中から、会長が指名する。

(会議の招集等)

第13条 総会及び理事会は、会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

2 部会は、部会長が招集し、議長は、部会長がこれにあたる。

第5章 財 務

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金等をもって、これに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

(設置等)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を苫小牧港管理組合内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第7章 補 則

(その他)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成5年6月8日から施行する。
- 2 本会の当初の役員は、第7条の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。
- 3 本会の初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、当初の総会開催の日から、平成6年6月31日までとする。
- 4 会則第5条に基づく会費の額は、一口2,500円とする。

附 則（平成16年5月28日改正）

この会則は、平成16年5月28日から施行する。

附 則（平成18年5月10日改正）

この会則は、平成18年5月10日から施行する

附 則（平成21年5月28日改正）

この会則は、平成21年5月28日から施行する

附 則（平成22年5月26日改正）

この会則は、平成22年5月26日から施行する